

おおいた 金融広報 だより



No. 8

(2004/3発行)

大分県金融広報委員会 事務局/大分県青少年・男女共同参画課内
☎097-536-1111(内線3044)



「平成15年度第2回金融広報アドバイザー等研修会」開催

2月6日、大分県市町村会館（大分市）において、金融広報アドバイザー、金融学習グループリーダー、金融学習グループ所在市町村が参加し、標題研修会を開催しました。

当日は、大分県金融広報委員会副会長（日本銀行 植村大分支店長）の挨拶のあと、金融広報中央委員会主催の「平成15年度金融広報アドバイザー実践セミナー」に参加した神鳥慶子金融広報アドバイザーと衛藤千江美金融広報アドバイザーから参加報告がありました。

また、今年度で金融学習グループを終了する3グループ（下北エプロンの会、大野町郡山女性クラブ、大分産「ワイズ」の会）から3年間の学習報告がありました。生命保険、年金、税金、家計簿記帳、悪質商法など身近な金融経済情報について学習し、実のある3年間になったとのことでした。



「平成15年度第3回金銭教育研究校連絡会」開催

3月1日、大分県総合庁舎において、大分県教育庁、津久見市教育委員会、津久見市立越智小学校、日本銀行大分支店、大分県が出席し、標題連絡会を開催しました。

当日は、15年4月より金銭教育研究校として活動中の津久見市立越智小学校から活動1年目の中間報告がありました。

越智小タイム(朝会)の時間では、「教科書がただなわけ」、「お金をよく見てみると」、「ものを買うときの気持ち・予算」、「どうして空きビン回収?」、「ノンバンクって何?」、「お金の使われ方・お金体験模擬ゲーム」、「身近なものの値段・昔のものの値段」などのテーマについて合同学習が行われました。

16年度も引き続き、ものやお金の大切さ・働くことの大切さに直結した学習、またそのような心情を育むことをねらいとした学習に取り組まれます。



金融広報アドバイザーに聞きました!!

ライフプランにおける相続・贈与の注意点について

Q. 父が亡くなり、長男が跡取りだから全部相続したいと言ってきました。子は平等に親の財産をもらえると聞いていますが、相続の仕組みを教えてください。

A. 相続とは、被相続人（亡くなった人）の遺産を相続人が受け継ぐことを言います。受け継ぐ遺産には、土地・建物・株券等の積極財産と借金等の消極財産が含まれます。

相続人になる者は次のように決められています。まず、配偶者は常に相続人になります。次に、被相続人に子があれば子が配偶者とともに相続人で、法定相続分は配偶者(1/2)、子(1/2)になります。子がない場合は直系尊属(1/3)、配偶者(2/3)で、子も直系尊属もない場合は兄弟姉妹(1/4)、配偶者(3/4)となります。子は基本的には平等ですが、子のそれぞれの具体的な事情に鑑みて特別受益者や寄与分を考慮したうえで具体的相続分を考え、財産を相続することとなります。

また、遺留分といって一定の相続人に対して与えられた相続を受ける権利があります。勿論これは相続の放棄をすれば問題の無いことですが、例えば遺言等で「全ての財産を長男に相続させる」とされていても遺留分を侵害されており、自分も相続をしたいと思えば「遺留分減殺請求権」を行使できます。遺留分は上記の相続人の中で兄弟姉妹には認められていません。遺留分率は、直系尊属のみが相続人の時は1/3、その他の場合は1/2となります。

上記遺言があり、母と兄弟二人が相続人の場合は母1/4(1/2×1/2)、弟1/8(1/2×1/2×1/2)、兄が残りの5/8を相続することとなります。勿論、この遺言に異論の無い場合は、全ての財産を長男が相続しても何等问题はありません。また、この請求権には時効がありますから遺留分を侵害されたと思えばすぐに弁護士に相談した方が良いでしょう。

相続できる財産、相続できない財産

被相続人（亡くなった人）の財産に属した権利義務は原則として相続できますが、被相続人の一身に専属した権利義務は相続の対象になりません。

相続できる財産には、土地や建物のような不動産、自動車や美術品のような動産、預金のような債権などのプラスの財産だけでなく、借金のようなマイナス財産も含まれます。また、被相続人が借地・借家の権利を有していたときの借地権・借家権といった権利や、被相続人が生前に財産を売買していたときの売主・買主としての権利義務も相続の対象となります。

保証債務は、身元保証など相互の信頼に基づくその人限りの保証という面が強いものは相続されないと解されていますが、保証の内容により相続されると解されるものもあるようですから弁護士に相談した方が良いでしょう。

株式会社の株主権や合資会社の有限責任社員の地位は相続されます。しかし、合名会社の社員権や合資会社の無限責任社員の社員権は相続されないことになっています。

生命侵害による損害賠償請求権は財産的損害も精神的損害（慰謝料）も含めて相続が認められています。

香典や祭祀財産は相続の対象にはならず、祭祀承継者が承継者が承継することになっています。



金融広報アドバイザー講師派遣!!



大分県金融広報委員会では、「金融経済の情報提供」、「金融経済学習の支援」を2本柱とする活動を通じ、中立・公正な立場から健全で合理的な家計運営のお手伝いをするため、講演会等の講師として金融広報アドバイザーを**無料で派遣**しています。

1. 対象となる団体

公民館、小・中・高等学校、PTA関係、婦人会、老人クラブ、子供会等

2. 対象となる講演等

講演会、学習会、学校への出前講座、PTA研修会等

3. 対象となる講演等の受講者数

比較的少人数でも可能（ご相談ください）

4. 講演等のテーマ例

- ・預金保険制度（しくみ、役割）
- ・金融商品販売法（金融を巡るトラブルの発生防止等）
- ・金融商品（種類、選び方等）
- ・年金（基礎知識等）
- ・生命保険（内容の確認、見直しの仕方等）
- ・税金（税制改正、相続税、贈与税等）
- ・くらしと金融（金融のしくみ、生活設計の重要性等）
- ・生活設計
（生活設計について、老後の生活設計、家計簿記帳の仕方、
わが家の生活設計表、生活夢プラン等）
- ・悪質商法（手口、クーリング・オフ、消費者契約法等）
- ・介護保険制度（基礎知識等）
- ・多重債務（陥らないための注意点、対処法等）
- ・こどもとお金（お金の役割や契約・カードなどに関する基礎知識等）

5. 実施時間

1時間30分から2時間を目安（質疑応答含む）

（注）個々人の利害得失に関わる個別、具体的な相談には応じられません。

*申し込み等は、事務局までご連絡ください。





金融学習グループリーダー体験談

保険制度の知識不足に泣かされて

金融学習グループ
大野町郡山女性クラブ
グループリーダー 中澤キヨ子

平成14年、足の手術をし、約2ヶ月入院することになった。退院して生命保険会社に入院費を請求したが、生命保険約款法により、入った時点で足の保険だけは利かないとのこと。病気や怪我をしたときに少しでも足しになればと入った保険なのに残念でならなかった。生命保険約款法を読んでみたが、我々老人には難しい言葉ばかりでさっぱり解らなかった。自分の勉強不足と仕方なく諦めた。

68才の時に、加入していた生命保険を解約し、新しい傷害特約終身保険に切り替えた。何も考えずに契約したため掛け金も高くなってしまった。年金の半分は保険の掛け金、入院費に消え、その年は孫たちにお年玉をあげられず悲しい気持ちでいっぱいになった。

4年前に金融学習グループになり学習していたら、こんなことにはならなかったかもしれない。15年に金融学習グループで生命保険の見直しについて学習することにした。金融広報アドバイザーの指導を受け、生命保険にはいろいろな種類や制度があることを知った。また、生活設計、介護保険、家計簿記帳、悪質商法、クーリング・オフ等についても学習した。これからは自己責任の時代である。

病気をしたおかげで、優しい家族や友人に支えられていることにも気づいた。今、そのありがたさをかみしめているところである。



広報資料の紹介



○暮らしと金融なんでもデータ（15年度版）

家計の収支、高齢者世帯の収支等、暮らしと金融に関連した主要なデータを幅広く取りまとめた冊子。

○年金に関するQ & A（15年度版）

生活設計を立てるにあたって、年金に対する基礎的な知識は欠かせません。

年金の仕組みについて、Q&Aの形で簡潔に解説した冊子。

*ご希望の方は事務局までご連絡ください。



事務局からのお知らせ

平成16年4月1日より、事務局の所属課が変更になります。

(旧)大分県青少年・男女共同参画課内



(新)大分県県民生活・男女共同参画課内